

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針等の改定について（答申）の概要

1. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の改定について

（1）食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

- 再生利用等の優先順位を、①発生抑制、②再生利用、③熱回収、④減量の順とし、再生利用の手法の中で、飼料自給率向上にも寄与する飼料化を第一に優先する。

（2）食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

- 平成24年度までの再生利用等の実施率目標値(制度の進捗状況を評価する指標。個々の食品関連事業者の目標は2.(1)のとおり定める。)を下記のとおり業種ごとに設定。

業種	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業
目標値	85%	70%	45%	40%
(平成17年度実績)	(81%)	(61%)	(31%)	(21%)

（3）食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

- 食品廃棄物等多量発生事業者を対象に新たに義務化される定期報告制度の結果を基に、国は、業種・業態ごとの食品関連事業者のトップランナー及び平均的な取組内容並びに公表に同意する事業者の名称、再生利用等実施率等を公表。
- 再生利用事業計画認定制度及び再生利用事業者の登録制度の普及を図る。

（4）環境保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

- 食育の一環として学校給食で発生する食品循環資源の再生利用等を促進する等により、「もったいない」という意識の普及・醸成等広く国民への普及啓発を図る。

2. 食品循環資源の再生利用の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について

- （1）基本方針に定められた食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を達成するため、個々の事業者ごとに、毎年度、基準となる再生利用等実施率の目標値を設定。

$$\begin{aligned} & \text{（基準となる再生利用実施率の目標値）} \\ & = \text{（前年度の基準実施率）} + \text{（前年度基準実施率に応じた増加ポイント）} \end{aligned}$$

$\left(\begin{array}{l} \text{前年度基準実施率に応じた} \\ \text{増加ポイント} \end{array} \right) =$	前年度の基準実施率区分	増加ポイント
	20%以上50%未満	2%
	50%以上80%未満	1%
	80%以上	維持向上

※ 平成19年度の実施率が20%未満の場合は、スタートライン20%として計算

※再生利用等実施率の算定式は次のとおり設定。

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{当年度の発生抑制実施量} + \text{再生利用実施量} + \text{熱回収実施量} \times 0.95 + \text{減量実施量}}{\text{当年度の発生抑制実施量} + \text{発生量}}$$

※熱回収の実施量については、熱回収省令に定める『熱回収の基準』を満たす場合のみ算入可能。また、食品廃棄物の残渣率が5%程度あり、この部分は利用できないことを考慮して0.95を乗じる。

(2) 発生原単位（食品循環資源の発生量を売上高、製造数量等で除したもの）により、発生抑制の目標を業種別に設定（業種の区分及び具体的目標値は、平成21年度から行われる多量発生事業者の定期報告結果（平成20年度分）等を分析して設定予定）。

3. その他重要事項について

(1) 熱回収について

- 熱回収は、以下の条件のいずれも満たす場合に限定して再生利用等として実施できることとする。
 - ① 再生利用が困難な場合（一定の距離内に再生利用施設がないか、食品循環資源の量及び種類・性状により再生利用施設での受入が困難）
 - ② 一定の効率以上で電気又は熱の量が回収・利用されること

(2) 定期報告の取扱いについて

- 食品廃棄物等多量発生事業者は、毎年度6月末日までに、原則として、電子申請により、①食品廃棄物等の発生量、②発生原単位、③発生抑制、再生利用、熱回収、減量の実施量などの報告を行うこととする。

(3) 再生利用事業計画の認定について

- 再生利用事業計画の認定の対象となる食品関連事業者が引き取るもの（特定農畜水産物等）は以下のとおりとする。
 - ・ 特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物であること
 - ・ 原材料として使用される農畜水産物のうち特定肥飼料等を利用して生産された特定農畜水産物が重量割合で50パーセント以上含まれる食品であること
- 食品関連事業者は、再生利用事業計画に基づき生産された特定農畜水産物等の量のうち、自らが利用すべき量（原則、50%以上（特定肥飼料等の利用割合、既存の安定取引先分などを控除））を設定する。

(4) 再生利用の対象品目の追加について

従来の4製品（肥料、飼料、油脂・油脂製品及びメタン）に加えて、「炭化して製造される燃料及び還元剤」、「エタノール」を追加することとする。